

平成29年第2回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年3月9日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	平成29年3月16日	午前10時00分
	閉 会	平成29年3月16日	午後2時10分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名 欠 席 0 名 欠 員 1 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	具志堅 勉	出	9	仲宗根 宗 弘	出
2	座間味 栄 純	〃	10	仲 間 厚 洋	〃
3	西 平 一	〃	11	欠 員	
5	松 川 秀 清	〃	12	大 城 正 和	出
6	宮 城 達 彦	〃	13	石 川 博 己	〃
7	知 念 重 吉	〃	14	喜 納 政 樹	〃
8	崎 浜 秀 進	〃	15	島 袋 吉 徳	〃

※ 会議録署名議員

12番	大 城 正 和	13番	石 川 博 己
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

本部町長職務代理者	本部町副町長	平 良 武 康	
教 育 長	仲宗根 清 二	会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳
総 務 課 長	仲宗根 章	企 画 政 策 課 長	安 里 孝 夫
住 民 課 長	宮 城 健	町 税 対 策 課 長	仲 榮 眞 修
福 祉 課 長	松 本 一 也	保 険 予 防 課 長	崎 原 誠
建 設 課 長	屋富祖 良 美	産 業 振 興 課 長	伊野波 盛 二
公 営 企 業 課 長	宮 城 忠	教育委員会事務局長	上 原 正 史
商 工 観 光 課 長	新 里 一 成		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 新 吾	主 事	仲宗根 農
---------	---------	-----	-------

議 事 日 程

3月16日（木） 5日目

日程番号	議案番号	件 名
1		一 般 質 問 1. 14番 喜 納 政 樹 議員 2. 12番 大 城 正 和 議員
2	議案第15号	平成29年度本部町一般会計予算について (審議・採決)
3	議案第16号	平成29年度本部町国民健康保険特別会計予算について (審議・採決)
4	議案第17号	平成29年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について (審議・採決)
5	議案第18号	平成29年度本部町公共下水道特別会計予算について (審議・採決)
6	議案第19号	平成29年度本部町水道事業会計予算について (審議・採決)
7	議案第20号	工事請負契約の締結について（石川謝花線橋梁整備工事〈上部床版・橋面工〉） (議案説明・審議・採決)
8	議案第21号	工事請負契約の締結について（伊野波橋橋梁整備工事〈P1橋脚〉） (議案説明・審議・採決)
9	議案第22号	工事請負契約の締結について（本部港〈渡久地地区〉製氷施設新築工事〈建築〉） (議案説明・審議・採決)
10	議案第23号	工事請負契約の締結について（本部港〈渡久地地区〉荷捌き施設新築工事〈建築〉） (議案説明・審議・採決)
11	議案第24号	工事請負契約の締結について（本部港〈渡久地地区〉製氷・荷捌き施設新築工事〈機械〉） (議案説明・審議・採決)

○ **議長 島袋吉徳** これから本日の会議を開きます。 開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元に配りしたとおりでございます。

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。14番 喜納政樹議員の発言を許可します。14番 喜納政樹議員。

○ **14番 喜納政樹**

1．観光行政について

皆さんおはようございます。14番 喜納政樹でございます。通告に従い、一般質問を行います。今回は観光行政の中から、クルーズ船の観光についてでございます。①国が進める「官民連携による国際クルーズ拠点形成事業」で本部港が選ばれたとの報道がなされているが、今後の事業計画を伺います。②本部港へ、現在、就航している貨客船との岸壁使用の兼ね合い等、今後の課題について当局の見解を伺います。③クルーズ船で寄港する観光客への受け入れ体制の構築が必要ではないかと考えるが、当局としての見解を伺います。質問は以上です。それでは答弁をお願いいたします。

○ **議長 島袋吉徳** 本部町長職務代理者、副町長の答弁を許します。副町長。

○ **副町長 平良武康** おはようございます。喜納議員のほうから一般質問3点ほどございました。観光行政についてでございますけれども、まず第1点目、国が進める「官民連携による国際クルーズ拠点形成事業」で本部港が選ばれたとの情報がありますけれども、今後の事業計画についてどのようなになっているのかという質問でございます。本部港については、特定地域振興重要港湾として位置づけられており、沖縄北部地域の地域拠点港湾及び産業拠点港湾として、物流のほか人的交流の拠点港となっております。本部港の整備については、沖縄県の沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）に位置づけられております。大型クルーズ船の接岸を可能とする岸壁の新設などを初め、国際交流や物流の拠点としての整備に取り組むことと計画されております。今回の国が進める「官民連携による国際クルーズ拠点形成事業」の事業計画については、沖縄県の事業として新たにクルーズ船対応の岸壁整備を予定しております。さらにクルーズ船を運航する会社において、関税・出入国管理・検疫機能など、いわゆるC I Qを備えたターミナルの整備を予定されております。今後、岸壁整備の設計発注を行い、平成32年の供用を目指しているとのことでございます。なお、C I Qを備えたターミナルの整備については、岸壁等の整備に合わせて、船会社が整備を行う予定であり、これらの事業を順次実施していく計画とのことでございます。

次に2点目の質問でございます。本部港へ、現在、就航している貨客船との岸壁使用の兼ね合い等について、今後の課題についてどのような見解を持っているかという質問でございます。本部港は平成27年度にマイナス9.0メートル、岸壁の延長220メートルが完成し、これまでのマイナス7.5メートル岸壁と合わせて全長460メートルの岸壁となっております。今後、寄航するクルーズ船と貨客船との岸壁使用の兼ね合いについては、岸壁を使用している貨客船（定期船）及び貨物船等がクルーズ船の入港時に岸壁の使用ができないという事態が発生しないように配慮する必

要があるかと考えております。このため港湾管理者であり、事業を発注する沖縄県に対しまして、バースの延長を十分に確保するよう要望しているところであります。

続きまして、第3点目の質問にお答えいたします。クルーズ船で寄港する観光客への受け入れ体制の構築が必要ではないかとの考え方でございます。現在、本部港に寄港するクルーズ船は、年間2ないし3隻程度でございますが、昨今のクルーズ需要及びクルーズ拠点港として本部港の新たな整備計画案が提案されたことなどから今後、本部港に寄港するクルーズ船は、年々増加することと考えております。現在、クルーズ船の受け入れは、本部町、本部町観光協会、本部町商工会、沖縄美ら海財団で構成する「本部港クルーズ振興協議会」で行っておりますが、クルーズ船が増加する際には、人材や予算など、現在の組織では対応に大きな負担及び課題が生じることと考えております。またクルーズ船の経済効果が北部全体に波及することを勘案し、本町といたしましては、今後「本部港クルーズ促進協議会」を北部全体の組織として拡大することを視野に入れ、北部広域市町村圏事務組合とも意見交換を行っているところでございます。その他、名桜大学の通訳ボランティアを活用したインバウンド対応など、大学などとも連携を図りながら取り組んでいく考えでございます。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 それでは二次質問させていただきたいと思っております。

このクルーズ船の誘致に関しましては、私はこれまで幾度となくクルーズ船の誘致、本部港の整備等については、一般質問をこの場でさせていただいてきております。今回、官民連携による国際クルーズ拠点形成事業で、本部港がその中に全国6つの港の中に選ばれたということは喜ばしいことではございますが、私は現在の本部港での現状を見たとき、果たしてクルーズ船の受け入れは可能なのかという危惧を感じております。その中で少し説明させていただきたいんですが、商工観光課長にお聞きします。国の事業の決定後、これまでに県のほうから何回ほど説明を受けて、その内容というのはどういったものなのかという説明をお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里一成 14番、喜納議員にご説明いたします。

計画発表をされてから直接商工観光課等に情報提供してもらったのは2回で、建設課等からの情報共有ということで、そのたびに情報はいただいております。

この計画については会議もまだ一度も持たれていません、実際。新聞報道等にありますが内容ぐらいのことしか私も聞いておりません。クルーズ船の寄港は間違いなくふえるだろうという県の見解は聞いております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 要するに県のほうからはまだ一度も商工観光課のほうとの説明はなく、この管理はたしか県は港湾課だったと思うので、港湾課の管轄で進めていくものと今の説明では感じましたが、確かに県管理港湾なので、本町として、今の説明では県から何の説明もありませんと私は受け取りましたが、しかし、報道されて何カ月たつのですかと私は言いたいです。あれ

だけ新聞紙上にも載りましたし、県港湾なので、何の情報もありませんというのは私は言い訳にしか聞こえないんですが、県管理だろうと何だろうと本部港は本部町にあるんですから、我々当局がしっかり主体的に、県の情報がなかろうと何だろうとどう進めていきたいかという話し合いや会議や、そういったのは持つべきだと私は思うのですが、これは商工観光課のみならず、全ての課において私は当局のほうにしっかりと受けとめていただきたいんですが、主体的にしっかりとそういった話し合いをして、国が決定した事項でありますから、国の方針でこれを進めていくと。我々はどういうふうに本部港のクルーズ船、そして本部港の開発を一体的に進めていくかと考えるべきだと思いますが、副町長、当局としてどういうふうにお考えですか。

○ 議長 島袋吉徳 副町長。

○ 副町長 平良武康 ただいまの喜納議員の質問にお答えいたします。

商工観光課長のほうが少し舌足らずでございました。当情報を新聞紙上で公表される前に、既に事前情報として県のサイドから本部港についても国際クルーズ船の拠点港にというようなことで、国の国交省のほうにその事業の認定に向けて、採択に向けてエントリーしているという情報については、港湾課のほうから情報としてキャッチしておりました。そして新聞が報道されるや否や、港湾課長に本部町のほうに来てもらいました。応接間のほうでですが、担当課も含めて、今後の事業の進み具合についてはどうなっていくんだろうということについての意見交換、情報入手について、しっかりとやってきたいきさつがあります。そういった中で、現状としては県と国のほうで事業の内容について調整をしながら、バースの整備をやっていきますということ。そしてあと運航する船の会社のほうと連携する中で、先ほどあったような形で、陸のほうのハード部分を整備していきますということでございます。そして同時に、事業の進捗については年度内には設計の発注までやっていきますという情報でございます。当然のことですけれども、議員がおっしゃいますように、懸念されますのは既存の貨客船、そして砂運搬船を含めて、今現在、本部港を利活用している船会社との調整も必要でしょうし、そこに支障を来さぬような形でのバースの延長を要望、要請しながら、物流のみではなくて、観光も含めた港の基盤整備について、しっかりとやっていただきたいということで、国、あるいは県のほうと調整しながら、その要望を組み入れるような形で要請していきたいと考えております。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 今、副町長の答弁がありましたとおり、しっかりと当局としてはやっていただきたい。この件に関しましては、我々議会としてもしっかりと取り組まないといけないものだとは思っております。今後、委員会などでもそういったのもしっかりと取り上げていきながら、我々が知らないいろいろな情報などもあるようでありますので、そういったのを我々議会としてもしっかりと委員会に付託して、委員会審議なども活発な中で、よりよい本部港の整備を進めていくように、我々としてもしっかりとやらないといけないとは私は今、感じているところでございますが、実際、先ほど答弁がありました岸壁の整備の設計の発注や、恐らく今のバースでは今現在の貨客船、クルーズ船が同時に来たときに対応できるのかどうかというのも疑問なところ

もごさいます。県のほうからはこういった形でのクルーズ船の誘致する前のバース、400メートル以上の現在のバースに、また新たにバースを延長するのか、同じような形で埋め立ててバースを延長するのか、それとも違う工法があるのか、そういった説明も少しお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 14番、喜納議員にお答えいたします。

バースの延長、選定前に先ほど副町長がお話したときに、選定前の国や県と調整したときの話では、岸壁整備のほうが、今ある岸壁から約200メートル延長したいということでありました。町といたしましても、現在、町が港湾自体管理していて、実際に現在使っている船が入れない状態にならないようにということで、意見を、いろいろ話はそのときに話しております。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 もう少し説明していただきたいんですが、200メートル埋め立てるんですか。それとも違う工法があるんですか、そこら辺の説明をお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 14番、喜納議員にご説明いたします。

済みません、舌足らずで。岸壁のほうは埋めるのではなく、ドルフィン、くいを使った、今、垣のうちにそれをやった岸壁がありますので、あれに似たような形の整備ということで聞いております。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 その整備ができれば、例えばクルーズ船と貨客船が同時に寄港したときも対応可能なのか、お願いします。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 14番、喜納議員にご説明いたします。

同時接岸ということでもありますけれども、クルーズ船、現在の200メートルをもし延ばしたときには、鹿児島航路のクルーズ船の2隻しか着けられません。あとの貨客船、あと荷物なり、砂運搬船がつけられなくなる状態が起こると思います。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 今、定期航路している貨客船の時間と砂運搬船の、たしかこれは週末ですか、その何日かという説明、現在、北部連携事業で動かしている船の時間帯、その説明をお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 14番、喜納議員にご説明いたします。

現在、鹿児島航路の上り、下り、朝9時に入港、30分ぐらいで荷物をおろして、9時20分から9時半ぐらいには出航。あと夕方、那覇からの上り便で5時に入港し、荷物をおろして20分から30分ぐらいまた鹿児島の方に上りで行きます。あと砂、石炭船、砂については多いときで週2回接岸します。あと石炭船については月に3回から多くて4回入ります。あと工事関係のパディ

ング船が定期的に入ってきております。実際、入港した回数が年間でなんですが、鹿児島航路、これは伊江島も入っているんですけども、371隻。あと砂、石炭運搬船が2,348隻、これは年間の集計表ということで、毎年とっている集計表の中からです。

○ 議長 島袋吉徳 企画政策課長。

○ 企画政策課長 安里孝夫 14番、喜納議員にご説明いたします。

北部連携事業は企画のほうでやっておりますから、企画のほうで説明させてください。今やっている事業、東京航路については毎週日曜日、11時入港、12時出航、大阪航路については2週に一遍、月曜日の夕方6時から7時に出港という形をとっております。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 今、説明いただきましたが、これだけの貨客船、あとその他もろもろの船が寄港しているという中で、クルーズ船の今回…、その中にはバースの優先使用という項目もありますので、それが一番気になるところではあるんですが、実際に両立できるのかというのはますます私は思うのですが、実際に去年、クルーズ船が入っています。それは実際、何時に本部、たしかそのころ、沖合での停泊だったと思うんですが、それは何時ごろ本部に来られたんですか、説明をお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里一成 14番、喜納議員に説明いたします。

昨年度のクルーズ船寄港なんですが、浜元沖合に沖泊しております。着いたのが朝の7時ぐらいです。実際、客をおろせたのが11時ぐらいまでかかって、出航は夕方5時ごろでした。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 今の説明のとおり、クルーズ船は朝、私のこれまでのクルーズ船のあれを見ている限り、朝、本部港に寄港して、一日そこで停泊して、夕方に出ていくというパターンがたしか多かったと思っております。そう考えたときに、朝このクルーズ船が本部港に入ってくると。今回の計画は発注は沖縄県と応募者は民間企業であるという中で、バースの優先使用という項目の中で、今回開発を進めていくということがございますが、その課題としては、県としてはどのように考えているのか、もう既に県からの打診というか、寄港を考えているという何か話し合いはあったのか。確実に我々の貨客船とかぶる時間が出てくると思うんですが、そこら辺どうお考えですか。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 14番、喜納議員にお答えいたします。

先ほどもお話をしましたが、実際、北部土木事務所、本町のほうとも現在使用している船に支障がないようにということで、何回か電話を入れたり、席に一緒に立ってお話はしております。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 建設課長、支障が出ないようにということでございますが、支障は出ると

思うんです。そこら辺の課題が今、当面考えるべき課題は、影響を貨客船、もしくはクルーズ船の回避をどうするかという手法だと思うんです。私は前々からクルーズ船も誘致するべきだと推進しておりましたし、しかし、現在、本部港は冷凍冷蔵庫、我々整備もしました。今現在、本土航路の定期路線の実証実験もしていると。それもしっかりとしないといけないというバランスの中でやらないといけない。これは本当にこの課題をどう解決するかというのは、重要なものだと思います。その中で我々としても、本町としても県に対してはバースの延長、あと本部港のしっかりとした一体的な整備というのは言わないといけないと思いますけれども、県もそれを認識しているんですか、どうなんですか。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 14番、喜納議員にご説明いたします。

クルーズ船の入港時の岸壁使用ができないという事態が発生しないようにという配慮をする必要があるということで、港湾管理者である事業を発注する沖縄県に対してもバースの延長を十分に確保するようにということで、県のほうには十分要望もしているし、お互い意見交換もしております。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 それはしっかりとやっていただきたいということと、実際、現在、本部港で我々、仕事をしていただいている皆様、それに関連する本部町の例えば商工会、観光協会、その荷受けしている作業など、例えば民間会社、その周辺の会社はさまざまな会社があると思うんですが、そこからの意見などは何か当局にはありますか。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 14番、喜納議員にご説明いたします。

実際、現在使用している船会社のほうからは200メートルではどうしても足りない。できれば300、400メートル長いほうが良いという話は来ております。このままだと貨客船、荷物を運搬する船のほうでももしかしたら那覇のほうに逃げるのではないかという話も、この会社のほうからはいろいろ話を聞いております。

○ 議長 島袋吉徳 休憩します。 休憩（午前10時36分）

再開します。 再開（午前10時36分）

14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 そういった要望もしっかりと地域から、あと町内の各種団体から吸い上げる必要もあるかと思います。今後、その受け入れる側、次の項目には受け入れ体制もありますが、そういったのにもかかわってくることになるかと思いますので、しっかりとその意見を吸い上げながら、そのバースの延長もどれだけ必要であるというのもしっかりと話をしていただきたいと思います。今回の国の政策で、こういったクルーズ船の拠点形成がなっているものでありますが、それにかかわる法の改正などがありました。その中で港の開発、そういったものにもかかわるような改正もございましたが、我々はこれまでに本部港の整備に関しましては、さまざまな要請も

上げてきております。私はこの際、町としては一体的にバースの延長、あと岸壁の長さなどの整備、そして現在、我々は伊江島航路なども抱えております。その付近までの一体的な整備なども含めた話もするべきだと私は思っておりますが、そこら辺は町としての考えはいかがですか。

○ 議長 島袋吉徳 副町長。

○ 副町長 平良武康 喜納議員のご質問にお答えいたします。

港、本部港に係る整備については、順を追いながらとても順調にといいましょうか、着実にその整備が進行しているものだと考えております。議員のほうもご案内のとおり、いろんなことがありますけれども、まず安全・安心が確保ができるような港の形成といったようなことがとても重要なこととなりますので、そういったことで、沖防波堤だけでもかれこれ60億円ほどの財政を投入しているという現状がありますし、また経済機能を高めるという観点の中からは、冷凍冷蔵庫の整備をしたり、そして立体駐車場についても整備をすることとなっております。そして同時に、時代に取り遅れることなく、これからは観光でかせぐ力を構築していくような新たなこういった時代に入ってきますので、観光のほうにも対応できるような港湾の整備といったことに着手できるということについては、とても着実な整備が振興しているものだと考えております。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 今後、クルーズ船を誘致するに当たりまして、先ほどありましたとおり、民間企業の投資が入ってまいります。そこで民間企業が投資される中で、やはりそれをまたその投資を取り返すようなしっかりとした観光の形成も恐らくなっていくでしょう。先ほど副町長からあったとおり、時代に取り遅れないように、本部港の整備というのも我々としても主体的に考えて、観光の面からもあと産業拠点の面からも本部港が北の玄関口、北部12市町村の北部の流通拠点であるという形成をしていくには、主体的に考える必要があると思います。クルーズ船が来るから、国が決めたことだからというのではなく、そういう整備が国の政策が始まるのであれば、それならそれにのって、しっかりとすべきことは言い、整備してもらうところは整備してもらおう。そういった主体的な考えが私は必要だと思っております。そこら辺を管理は県ですが、しっかりとその話のテーブルに乗るように、そういったコミュニケーション、県とのパイプというのはしっかりと港湾課というのはとっていかないといけないと思いますので、そこら辺はしっかりとやっていただきたいと思います。

それでは3点目です。受け入れ体制の構築に関してでございますが、先ほど2020年、平成32年に88回の運用を開始したいということで、計画は国際クルーズ拠点計画書に出ておりましたが、その間にもクルーズ船の予約というのは実際に本部港では入っていると聞いておりますが、今、予定されているクルーズ船の予定の日にとちと規模などを教えてください。

○ 議長 島袋吉徳 商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里一成 14番、喜納議員にご説明いたします。

平成29年度については6月までに6隻入港の予定があります。4月9日、4月28日、6月3日、6月5日、6月19日、6月29日の6回を予定しております。済みません、トン数ですが、4月9

日が「につぼん丸」という船で約2万2,000トン、4月28日「シーボーン」という船ですが、これが3万2,000トン、6月3日「スーパースターヴァーゴ」、これは7万5,000トン、6月5日「ルーオールトラル」という船ですが、これが約1万トン、6月19日、6月29日は「スーパースターヴァーゴ」ですので、6月3日の7万5,000トンと同船でございます。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 これは今の時点でどれだけの客、観光客がいるのかというのわかるんですか、その船に。いろいろ下船してのオプションとかそういうのはまだまだわからないと思うんですが、実際にどれぐらいの方々がその船に乗ってこられるのか。

○ 議長 島袋吉徳 商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里一成 14番、喜納議員にご説明いたします。

現在のところでは入港の予定はありますが、乗客が何名乗ってくるかという情報はありません。ただ、乗客定員のみを読み上げたいと思います。「につぼん丸」4月9日入港予定の乗客定員398人、4月28日入港予定の「シーボーンソジャーン」という船が450人、「スーパースターバーゴン」については1,974人、6月5日「ルーオールトラル」という船が264人となっております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 6隻ものクルーズ船が既に入ってくる予定があるということでありましたが、先ほど説明があった昨年おきだして、エキスポ港あたりで来たクルーズ船がありました。そのとき実際に下船して観光に行かれた観光客の数、バスの台数、タクシーの台数、知っている情報があれば説明していただけますか。

○ 議長 島袋吉徳 商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里一成 14番、喜納議員にご説明いたします。

昨年度入港したスーパースターヴァーゴですが、下船したのがたしか1,950名ぐらいでした。バスは約30台、タクシーについては20台ぐらいを町内のタクシー会社をお願いして、港のほうに準備してもらいました。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 それを聞いただけでもその受け入れ体制をしっかりとしないといけないというのは誰が考えてもわかると思うんですが、バス30台、タクシーも声かけして20台、それ以外にも結局そのツアーに行かない観光客というものも何名かいたということでもありますので、その受け入れは並大抵のことではないと聞いております。そこら辺をしっかりと受け入れ体制を構築していかなければならないんですが、しかし、もう1点考えないといけないのは、現地でのオプションツアーや、そういったのを仕切るエージェントとのコミュニケーションというか、しっかりと町内にお金が落ちるような仕組みをつくらないといけないというのが課題の一つだと思います。恐らくそのバス30台が本町のどこに行ったのか、美ら海水族館以外のどこかに行ったのかというのは、恐らく考えなくてもわかると思います。受け入れ体制の構築というのは、その町内

にお金が落ちるような仕組みも考えないといけないということでございますが、先ほど受け入れの団体がもう既に本部港クルーズ促進協議会というのがあるかと思うんですが、そこでの今後の対応策、もう6隻寄港を予定しているんですが、どういった対応をするのかというのは話し合いを持たれているんですか。前回の反省を生かした今後の対応も必要だと私は思うんですが、そこら辺の説明をお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里一成 14番、喜納議員に説明いたします。

受け入れ体制の構築なんですけど、前回来たときも実際、本部町の観光施設等への案内も計画いたしました。ただ言葉の壁とかもありまして、うまくいかなかった現状がありました。現在、この旅行会社さんとの話し合いの中で、ぜひこのツアーを回るときに、ホテルもたくさんございますので、食事等だけでも本部町の施設を組み込むようにという要望等はしております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 今、要望等はするということでしたが、本部港クルーズ促進協議会ではどのような話し合いが行われているんですか。今回のクルーズ拠点の事業や今後6隻も既に予定しています。観光協会、あと当局、商工会、沖縄美ら島財団が入っています。そこら辺ではどういう話し合いになっていますか。

○ 議長 島袋吉徳 商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里一成 14番、喜納議員にご説明いたします。

協議会の中ではまずこのツアーに参加しない人を取り込むような計画をぜひつくろうという形で、前回ヴァーゴが浜元沖に入港したときにもそういう話し合いをしております。観光協会、商工会からどういった施設があるかというのも出してもらって、宿泊はしないものですから食事、観光地の芽出し等も随時行っております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 受け入れする団体のしっかりと話し合いをして、その受け入れ態勢をつくっていかねば大変な事業になると思っております。先ほどありましたとおり、これは町内の受け入れ体制の構築であります。北部12市町村、北部の海の玄関口としての本部港の付加価値を上げるためには12市町村全てが協力していただく。北部12市町村で受け入れるという体制の構築も必要だと思います。そうすることによって物流の拠点、クルーズ船の拠点として本部港から北部に観光客が流れると。12市町村の観光の流れというのをつくるべきだと私は考えます。それで例えば最初はその中で本部町にお金が落ちるような仕組みがなかなかつくれない。美ら海水族館に行くだけになるかもしれないという可能性もありますが、しかし、北部12市町村の中に観光客が流れ込むという流れはつくるのは私は大事なことだと思います。現在、北部12市町村の中で観光の連絡協議会などはできていると私は伺っておりますので、その中でしっかりとクルーズ船の、先ほど副町長からも答弁がありました。意見交換をしていただきながら、北部12市町村で受け入れるという体制をつくっていただきたいと私は思っておりますので、そこら辺はしっか

りとしていただきたいと思います。

もう1点、旅客ターミナルの件であります。港の中で今後、先ほどありました出入国の加入するC I Qや旅客ターミナルの建築が始まってくると思いますが、それについて県はどのような考えを持っているのか、説明をお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 14番、喜納議員にご説明いたします。

旅客ターミナルは現在のバース、荷捌き地の北側に今、予定はされているんですけども、県のほうからお話を聞いた中身では、今、台風時には結構波が来るということで、下を柱で下駄ばきにして、下を空洞に、2階に今ターミナルを設けるということで、その中で検疫や出入国の施設を設けるということで今、話は聞いております。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 その中には例えば空港のような形でさまざまな飲食店や、例えば物産展や、そういった商店なども入る可能性はあるのか、その予定はあるんですか。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 14番、喜納議員にご説明いたします。

お土産品店、あとは町内の物産展につきましてもこれからターミナルの中に入れるような形で、町としてもまた県のほうといろいろな意見を話しながら、あと民間の委託を受ける業者とも詰めていきたいと思えます。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 このターミナルの規模というのは、私は恐らく今の下駄ばきにした場合、出入国、C I Q、そして飲食店、そういったものを考えたときに3階建てぐらいになるのではないかと思うんですが、そこら辺の規模と、結局これは全て民間の投資になるんですか。それとも県、町なども何らかの負担があるんですか。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 ターミナルの部分については、民間業者が整備するというので、今のところ県、国のほうからは聞いております。現在、規模という形まではまだそういう情報は来ておりません。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 もう1点、そこの管理運営はどういう形にするんですか。民間が行うんですか、それともこの資料の中にはいわゆる港湾の協力団体みたいな感じのN P O、もしくはその協力団体をつくって、そこに施設管理運営をしていただくという説明も、内容もございましたが、国の説明の資料の中には。その管理運営に関しては、県はどのような説明があったのか。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 14番、喜納議員にご説明いたします。

ターミナル整備については、企業がやるということで、細かい管理関係まで国、県のほうから

はまだその辺の話は聞いておりません。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 先ほど申し上げましたとおり、国交省の法改正の中の一つに、先ほどは港湾管理者がNPO等を港湾協力団体として指定し、連携して港湾の管理などを実施する。港湾情報提供施設を港湾施設に追加し、官民が連携して港を拠点とした地域住民の交流、観光振興を促進するという文言が打たれておりますので、恐らくこの管理運営に関しましても、本町、県、その他町内のもろもろの団体、県の観光団体、さまざまところがそういった話し合いのテーブルになると思います。本町としてもそれに乗り遅れないように、しっかりと本町としての町益を守るような形で、そこからの雇用も生まれることでありますし、しっかりとそこら辺もやっていただきたい。これからの話になりますので、それをしっかりとやっていただきたいと思っております。

最後に今回、国の政策の一つで、本部港が沖縄県の中の本島では唯一、現在クルーズ船の拠点整備の地域に選ばれたということでもありますので、そのクルーズ船の観光振興の部分と、現在、本町が抱えている物流の拠点の整備、そしてその物流拠点として確立するための事業を現在行っておりますので、それもしっかり両立させていながら、本部港の新たな利活用をしっかりとやっていただきたいと思いますし私は思うのですが、最後に副町長、その件に関しまして、未来の展望と今後の決意などを一言お伺いしたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 副町長。

○ 副町長 平良武康 喜納議員のただいまの質問にお答えいたします。

先ほど議論されておりましたけれども、外国の船会社、具体的には議員もご存じかと思っておりますけれども、げんきん香港という会社との連携の中でということまでは、現在わかっているわけです。その外国の船会社がターミナルの部分の建設についてやってもらうかわりに、優先使用をとということがあります。それは国の基本的な方針であるし、閣議決定事項でもありますので、それはいかんともしがたい部分なわけです。その中で外国の会社の中で、かつ我がほうの町益も確保しながら、クルーズ船を活用しながら、観光地として成長させていくのかということとても未知な部分もありますけれども、その辺は進める中で、課題が発生もいろいろあるでしょうから、一つ一つその課題に総力を挙げて対処をしながら、展開していくということが現実なのではないでしょうかと思っております。なお、先ほど来、議員のほうからのご提示がありますとおり、町内における連携体制の中での受け入れ体制づくりについてもまだこれから十分、力と体制を強化していかなければいけない部分かと思っておりますし、同時に、本町だけでは対応できかねますので、そこは北部全体を網羅した形での新たな連携体制の構築、当然のことですけれども、北部広域のほうとも十分に相談しながら、北部全体としての連携体制の中での受け入れ体制ということについてもとても重要なことですし、これからやらなければいけない分野だと思っております。なお、もっとつけ加えますと、これは沖縄県全体としても大枠でのクルーズ対策に対するワンストップサービス機能というものをもっともっと充実させながら、県全体としての枠組みの中での対応力も高

めていかないとやっていけないような、とても大きな業務の分野になっていくのだろうと思っております。いずれにせよ今世紀の産業は観光だという言葉も一方にありますので、それに乗り遅れないように私ども行政も民間もまた一つになった形で対応していければと思っております。そう考えております。

○ 議長 島袋吉徳 これでは14番 喜納政樹議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（午前10時07分）

再開します。

再 開（午前10時17分）

次に、12番 大城正和議員の発言を許します。12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和

1. 八重岳街路の桜並木の保護育成について

皆さん、こんにちは。通告に従って、一般質問を行いたいと思います。これまでかなりハードな面で一般質問の中で当局と議論してまいりましたが、今回は最後の一般質問になりますので、ハードなものは少し置いて、ソフトな事業についての議論をしながら、また反面、夢も語りたいたいという思いで、今回の一般質問に至っております。よろしく願いいたします。その前に予告の一般質問の皆さんの資料あると思いますけれども、八重岳街路の桜並木の保護育成についてということですが、八重岳の「岳」が抜けておりますので、挿入していただきたい。では早速一般質問に入ります。

1、八重岳街路の桜並木の保護育成についてお伺いいたします。私の20年の議会活動の最後の一般質問に何を選擇するか考えましたが、やはり何といっても本町の観光振興の最重要課題で、かつ急を要する問題として、八重岳街路の桜並木を中心にした八重岳一帯の観光開発について議論することにいたしましたので、よろしく願いいたします。副町長も専門の分野でありますので、素晴らしい議論が、夢がお互いに語られるのではないかと期待しておりますので、副町長ひとつよろしく願いします。さて、54年前、この事業に着目し、そこまで育て上げてきた先人たちのご苦勞に感謝するとともに、その保護育成に並々ならぬ努力をしてきた町民に対し、感謝を申し上げたいと思います。その間、台風や干ばつ、病虫害等の自然災害に耐え、年々、春来れば美しい花を咲かせ、町民の気持ちを癒し、憩いの場と変身いたします。しかしながら、半世紀を経た現在、桜並木の勢力が年々衰え、枯死した箇所がかなりふえてまいりました。その対策が急がなければならないと思います。当局のご見解を賜りたいと思います。具体的に次の点についてお伺いいたします。1番目に、桜並木の植栽した総本数は幾らでしたか。2番目に、これまで八重岳街路一帯に植栽した桜の総本数は推計で幾らぐらいなのかお伺いします。3番目に、街路の桜並木の欠株は現在幾らありますか。4番目に、過去2年間、平成27年、28年度の並木の補植の実績はどうなっているのか。5番目に、年間の施肥状況はどうなっているのか。6番目に、病虫害の対策としてはどうなっているのか。7番目に、桜並木の誕生の歴史の記録を記されているのかどうか、整備されているかどうか、お尋ねしたいと思います。以上のことについてお尋ねいたします。あとは関連質問は席に戻ってから行いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋吉徳 本部町長職務代理者、副町長の答弁を許します。副町長。

○ 副町長 平良武康 12番、大城議員、ご期間20年間の議員生活最後の一般質問、どのような質問だろうと考えておりましたけれども、八重岳の桜並木に対する思いが伝わるような気がいたしております。質問につきましては7点ほどございます。順次お答えいたします。

まず第1点目の桜並木の植栽本数についてでございますが、植栽本数に関する当時の資料が今現在残っていないため、現状の植栽間隔から換算いたしますと、約1,000本の桜が植栽されたものと推定されております。

次に2点目の八重岳街路一带に植栽された本数の推計であります。昭和53年に9,760本、2.4ヘクタールほどでございます。そしてその次に昭和55年に4,000本、1ヘクタールでございます。さらに昭和62年に8,160本、2.04ヘクタールでございます。平成19年に6,800本、1.7ヘクタールとなっております。平成26年に600本植栽されております。合計で2万9,320本ほどが植栽されております。植栽は主に林業事業で行われておまして、場所は主に通称地獄谷と呼ばれるあの場所の周辺一带に植栽されております。

3点目の街路の桜並木の欠株についてでございますが、当時の植えつけ本数約1,000本から当時植栽したものとみられる桜の立木本数、数を数えてみましたところ、766本でございます。それを差し引くと約230本ほどが欠株と推定されております。

次に4点目、過去2年の補植実績についてでございます。平成27年度に100本、平成28年度に100本、計200本が現在既に2カ年間の間に補植されております。

次に5点目でございますけれども、施肥状況についてでございます。現在は年に一度タイミングを見計らって、施肥効果が一番高いとされる新芽の発芽の時期から新緑の時期である3月の前後に施肥を行っております。肥料についてはもとぶバイオマス事業協同組合に桜専用肥料を特別に発注し、こしらえてもらいまして、全樹木へ施肥を行っているところであります。また不定期ではありますが、本部町の農業を元気にするネットワークの会の会員から牛ふんを提供してもらいまして、会員のボランティアにより施肥を行っております。

次に6点目の病害虫の対策についてでございます。現在の桜の生育状況を見ますと、枯れ木等、欠株の主な原因として考えられるのが台風などにより枝が折れた箇所から細菌が入り腐食し、その後、腐植箇所から枯れ込みが入っていくことなどがございます。現在その対策として、折れた枝や腐食された枝の剪定を行い、切り口に癒合剤などを塗り、枯れ木の原因となる細菌の侵入を防ぐなど、桜の保護に努めているところでございます。

最後に7点目でございますけれども、桜並木の誕生の歴史の記録整理がありますかという質問でございます。町内における現存する資料を今のところ調査したところ、平成6年10月に発刊されております「本部町史」の上のほうに少しばかり記録が残っております。また平成10年2月19日に本部町役場と海洋博公園管理財団が共同で見つ、当時の町長であられた渡久地政仁氏の植栽された当時の状況をヒアリングした資料が一部ございます。目下、資料等を探しているところでございますけれども、現在の状況としては、その2点の資料が見つまっているところであります。

以上でございます。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 今、町長職務代理の平良副町長から説明がありました。当初の植栽総本数とはということでお尋ねしましたけれども、ここでやはりこの桜の歴史について検証しながら、そして今後お互い保護育成していくと、活用していくという前提にあるわけで、これまで桜並木4,000本の桜花見とかいったりして、間違った報道されながらきました。実際、植えつけにかかわったのは自分もかかわっておりますので、正式には1,050本でした。両サイドに植えたのは。そういった歴史があって、お互いの誤りの4,000本の報道は訂正してもらいたいという思いがあって、実際はどうなんだということをお尋ねして確認したくて、一番に挙げました。それから一帯の植栽した本数は推計で幾らなのかとお尋ねしましたけれども、先ほど年度ごとで2万9,320本、約3万本の桜が街路の周辺に植栽されたという歴史は大変なものだと、本部町としては相当これに力を入れて、今日まできたなど。しかし現場をおとといもずっと回りましたけれども、かなり保護育成についても力を入れているなどという実感をしております。中には枯れたものもありますけれども、しかし現在、何十年かたって、街路の周辺の桜が目立ってきたという思いがします。大変な努力があったなど、きのう、おとといは確認いたしました。それとまた同時に、ここでお願いしたいのは、あれだけ3万本の桜を保護しながら育成してきた。現在はどういう形で管理体制をとっているのか、それをお願いしたい。きのう常駐の4名いると言っておりますけれども、幾らのどういう形で管理しながら、1カ年間どの程度の経費をかけて、この管理をまかなっているのか、そのあたりをまずお聞きしたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里一成 12番、大城議員に説明いたします。

今現在、八重岳の管理棟を含めての管理については、賃金職員を雇用しております。商工観光課の予算で2名、建設課の予算で1名、産業振興課の予算で1名です。日当5,900円の賃金職員扱いでございます。賃金職員1人頭約140万円掛ける4名ですので、560万円の予算となっております。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 今、商工観光課長がおっしゃるとおり、商工観光課のほうから2人の賃金職員、それから産業振興課は1人、建設課の1人と、4名の常時体制をもって、この桜の管理保護をしていると。計にして年間で560万円かけて桜を保護していると。まずはほかの町村にないのではないのでしょうか。お互いが財産として今後育てていこうという思いが、この予算にはっきりとあらわれていると。私もこれだけの経費がかかっているとは余り承知していなくて、ここ何年か、そういう体制で来ております。現場も見て、その成果がしっかりと出ている。それについては当局に感謝を申しながら、この体制でしっかりと保護育成をしていただきたいと。560万円というのは、町民も恐らく知らなかっただろう。ただボランティアでやっているのかと、季節的に団体の皆さんがボランティアをやっているのかという思いでしたけれども、常時4名体制で管

理体制についているということは、町民も知ってもらいたいと。あれだけの予算を投入して桜を保護しているということを改めて私も現場も見ながら感じております。

それから次の並木の欠株は幾らぐらいありますかとお尋ねしましたけれども、230本という先ほどの答弁でしたけれども、そのとおりだと思います。私が2年前に数えて、この間も数えたけれども、280本あるだろうと。上のほうに180本、下の段のほうに100本あると。280本は植えた箇所欠株があるということをお私は思います。私が過去2年の補植はどうなさいましたかとお尋ねしたのも、100本、100本、2年にかけて植栽したということでしたけれども、昨年、宮城課長とも質疑の中で、その補植の件について議論もしましたけれども、植栽した後見たら、どうもお互いの議論がかみ合わなかったと。それは商工観光課が担当したからそういうことになったのかという思いはありますけれども、本来は、あのときにも議論をしましたけれども、枯れた箇所に、この箇所を欠株として私は理解して280本と。その箇所を早急に苗を入れて、回復したらどうかということをお申し上げて、そうしますと、大苗規格についてもどの程度の規格のものが大苗だということまで、質疑の中で確認しながら、例えば腰高、木の径が4センチから5センチのものはぜひ街路の並木だから、土手側ではなくて、ここの欠株280カ所に大苗を入れて後継木として整備してもらいたいということをお申し上げただけけれども、2カ年で200本植えられておりますけれども、土手のほうに大体は植えています。それも結構だけれども、まずは並木の復元をしていただきたいという、大苗を入れて復元していただきたいということをお申し上げたわけです。そのことについて再度、また皆さんで検討しながら、今の木なら10年かかります。そば側に、これは中苗でもなければ、小苗というのか、小さい苗なので、七、八年、10年はかかるでしょう。そういうことではなくて、一括交付金のある間に欠株の出ているところの穴のほうに後継木として大苗を入れてもらいたい。そうすれば4年、5年ではしっかりとまた花を咲かせてくれます。そういうことをもう少し現場を踏査しながら、対処していただきたいという思いがあります。それについて答弁をお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里一成 12番、大城議員にご説明いたします。

補植については当初から植えられたところが欠株になっている場合には、確かに議員がおっしゃるように、土手側に逃がして今、植栽されている状況です。もともとのところに植える案もたしかあったと聞いていますが、車の往来等を10年後とか考えた場合に、屋根に当たるとか、そういう懸念もありますので、再度調査して、土手側に近いところに、もともと植えられたところについては今後検討して植栽していこうという考えでございます。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 副町長。

○ 副町長 平良武康 大城議員のほうにお答えいたします。

並木をつくられたあの時代、状況と今との違いも幾らかございまして、といいますのも五十数年前の時代は車の往来などもほとんどなかったのではなかろうかと思っております。今、車の往来等で、車の屋根に桜の枝が引っかかったりという事故もございまして。そして聞いた話なんです

けれども、車に引っかかりないようにということで、木の枝打ちもしたということなども耳にしております。ついでには場所を検討する中で、土手のほうに逃がす場所もありますでしょうし、そして同じ場所に植えたほうが適切かと思う場所もありますでしょうし、もう少し植栽する場所も検討しながら、そして車社会にも耐えられるような並木をつくり上げる。そして多少、土手のほうにずれたにせよ、全体の大枠としては桜並木としての体系は崩れるものではなかろうかと思っておりますので、その辺、植栽の場所等、その場、その場に適合するようなことなども細かに検討しながら植栽していきたいと考えております。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 今、商工観光課長、副町長のほうから答弁のあったとおり、場所によっては土手のほうに植栽したほうがいだろう。それから元の欠株のところに植えたほうがいだろうという場所もあるかと思うので、私が見る限りは、確かに狭いところは枯れているところもあります。そういった箇所もよく見ながら、お二人の中でも大苗という話が聞こえてこないのので、この植栽するときにはきつと大苗で対応してもらいたいという思いがします。そういうことを申し上げて、次の病害虫、施肥の件についても徹底してやっているようですので、また現場を見てもかなり施肥もされているし、それは結構だと思えます。それから病害虫の対策ですけれども、これまでの自分らの経験から、かなり古木になるとシロアリが入るんです。そういうものもよく現場を見ながら、私ども本部小学校の山手側に植えた桜が全部枯れました。あれは全部シロアリなんです。だからその辺をよく現場を調査しながら、シロアリ対策も事前に心得ていたほうがいだろうと。現在あるかどうかを調査する必要もあるのではないかという思いがします。もう1つ、副町長と一緒に現場で見たことがあるんですけれども、桜の少し何というか、老化したというのか、古い木には皮のほうに白く、ちょっと灰色がかった白くカビみたいなものがあります。これをよく見ると、今まではそういったのはあまり気にしなかったんです。大体また春が来れば消えたりしていたけれども、これがかなり最近、本部町だけではなくて、今帰仁村の北山城跡の中のほうも見たんだけど、若い木にもその現象があらわれているんです。これは樹木医にも聞いたことがあるんですけども、彼もなかなかそのあたりの現象がよくわからない。季節的な自然現象であれば、それでいいんですけども、どうもカビなのかと。これについてしばらくして何というか、老木というのか、その木によくつくものだから、枯れてしまうんです。そういうことも現場で見れますので、これは事前にどういう性質のものなのか、カビなのか、自然発生的なものなのか、その辺を調査する必要があるのではないかと思って、私も北部の樹木医の誰とは言いません、池宮さんとか、下地さんなんかにも尋ねたら、「よくわからないな、大城君」。よくわからないなと彼らも調査してみたいという意見もありましたので、このあたりを事前に調べる必要があるのではないかという思いがあって、そのことを入れました。その病害虫の対策についてどういう計画があるのかどうか、お尋ねしたいと思えます。

○ 議長 島袋吉徳 商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里一成 12番、大城議員にご説明いたします。

議員が今おっしゃられたカビに似た症状があるということで、私も実際、現場に行って確認しました。産業振興課の協力のもと、森林資源研究センターというところに問い合わせせております。実際、そのものは菌ということで報告を受けています。ただ、この菌については樹木に被害を与えるものではないということで、早急に対処するようなものではなかろうかと思うということで、回答をいただいております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 今のところ調べた範囲では、菌には差し支えないだろうということのようだけれども、これがどういう形で変わっていくのか、よく注視しながら見ていたほうがいいのではないかと思います。枯れかかった木にこれが多いということ。若い木にはつかないということは、やはり精力が衰えているからつくと思うわけです。その辺の関連が何かあるのではないかと思います。それから7番目の並木の誕生の歴史をちょっとお尋ねしてみたいと思います。先ほども副町長のほうから説明がありましたけれども、過去2回ぐらいはその歴史について触れたことがあると。最後に渡久地政仁元町長のほうの話で、少しわかりましたということになっているけれども、これは前にも、去年でしたか、副町長と個人的な話し合いをしたことがあるけれども、植栽を始めたのが1962年なんです。私が役場に入ったのが1961年、その翌年からすぐ実行している。64年まで3年間、頂上まで1,050本植えました。そのときどこからこの苗が来たのかと、どういう形で植えたのかということについては、当事者である私たちが生きている間にそのことをしっかり整理して残したほうがいいのではないかと。当時、崎浜議員も役場の産業課でした。仲田ワタルさんもいらっしゃる。岸本ヨシミツさんもいらっしゃる。私たちが役場の産業課にいたときに並里ヤスヒロさんが産業課長でした。当時、渡久地政仁さんが町長で、その中で企画してこの事業を着手しているわけです。そのあたりの歴史をしっかりと、過去には誰が植えたとか、誰の手柄の話はありましたけれども、実際どういう形でこの桜が誕生したのだということをはっきりと私のほうは覚えている、自分で実行した一人として覚えていますので、その歴史を改めて整理してみたほうがいいのではないかと。どの山からその瀬嵩の苗木を引き抜いてきたのか、山引き苗というんだけれども、この山引き苗をどこどこから来たのか、どういう方々が協力してくれたのか、かなりそれについては歴史があるわけです。そうするとまたこの桜はそこで事業に着目したのは、将来近いうちに八重岳は米軍の基地が解放されるだろうという前提で、木というのは10年、50年の経緯でやっていくものだから、解放してから植栽してはだめだということで、もう八重岳の頂上は解放されるだろうという予想の上で、これをやってまいりました。それがよかったと。その当時、着目した先輩方に敬意を表しますけれども、いろんな話がありました。この桜、ウッサーナー金カキンナーと言って、上司のほうに叱られたこともあるけれども、それを乗り越えて、当時の渡久地政仁町長、並里ヤスヒロさん、私は当時、林業系指導員でした。私の部下にまたお二人が林業の担当がいました。こういう状況の中で、全琉緑化推進事業の一環として、桜並木を整備して、1964年に琉球新報主催の緑化コンクールに見事入選して、今、八重岳入り口のほうに石碑があります。そういうことで3年がかりで頂上に植えたその実績を琉球新報

の緑化コンクールの中でしっかりと表彰も受けています。このあたりも歴史をしっかりと整理して、後世に伝えていくという義務もあるのではないかと思いますので、その件について後日、また対応なさるのか、副町長、この件についてお伺いします。

○ 議長 島袋吉徳 副町長。

○ 副町長 平良武康 先ほども大城議員のほうに説明したとおりでございますけれども、当時の十分な資料が見つからないというようなことの中で、今現在わかる範囲の中での当時の状況、情報等についての整理は逐次必要かと考えております。渡久地政仁当時の町長のほうからのペーパーなども手元にありますけれども、時の産業振興課長のほうにその桜の植栽について指示しましたということが一つ出てきております。当時の産業振興課長はたしか並里アンパク氏でありますけれども、そして当時の職員には誰がいましたかということの問いかけに、産業振興課長のもとには岸本ヨシミツや、大城正和らがいたということで明記されております。いろいろ情報はございますけれども、周辺のほうから人夫が何名も集まって、そして大嘉陽ですとか、喜納原、あの辺の住宅近くにある、あるいはまた野生の桜の苗木をかき集めて植栽しましたと。野鳥がたくさんサクランボを食べて、発芽した、そんな苗木が山にはたくさんありましたということなどもおっしゃっておられます。そういったことなどももう一度含めて、今現在、現状の中で入手できる資料については記録として今のうちに残しておけば、将来にわたって貴重な資料になるのかと考えるところであります。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 実態の検証はそのあたりにして、今後の件について少しお互い議論をしてみたいと思います。この八重岳頂上が解放してからもうなんと40年になっています。私どもが当初着目した最大のねらいは、八重岳頂上の解放、その後の八重岳一帯の観光開発なんです。これが最大の私たちのねらいであったわけです。それは予定どおり米軍の駐屯は全部撤退していきました。解放されました。頂上も全部解放されました。そういう状況がかなり何十年とそのままの状態が続いております。その後、私どもが手をつけたのは、上ってすぐの盆地のところに東屋ができて、トイレができてと、その程度で、その活用については何ら手がつけられていないと。大きな目的が、お互い少し忘れていてのではないかという思いがします。過去にも展望台を設置したらどうかと、ドームになったところ。そういう話の中で、またレーダーの基地の前面のほうに建物ができました。それについても非常に議会の中で問題になって、何でこの施設の設置を許したのかということを経営の町長に攻め寄って、議会で相当議論したことがあるけれども、その頂上のほうに展望台をつけようとしたら、今度は建物に引っかかるんです。いろんなことで、そのあたりは残念なことをしたなという思いがします。そうであっても八重岳一帯は展望台も解放されているし、ここの活用についても十分考えられるのではないかと。そして周辺にはほとんど町有地なり、町林なんです。土地は自由に使えるし、そのあたりをいま一度、頂上の再開発についてお互いが真剣に議論すべきではないかと思っております。前にも提案したことがあります。この盆地の東屋の正面のほうに今、更地というか、何年も放置した土地があります。このあたりに、こ

ここに自生していたヤマユリとか、ここにまたアマリリスが桜の後に、春に来るとアマリリスが街路のほうによく自生するんです。そういったものが自生するということは、その場所に適していると。相当過去にあったんです。だからこういう盆地であれば、アマリリスも十分成長すると。ここでアマリリス一色見てみたらどうかと、色とりどりと、周辺にはまだ斜面にはかなり用地が残っているし、そこにヤマギリを入れて、遊歩道をつくってやるとか、いろいろ工夫すれば、あのあたりはいい意味で使えるなど私は思うんです。場合によっては、そこをキャンプ場として整備するとか、そういうことも一つの方法ではないかと思えます。その活用について、いまいち真剣にお互いが取り組む必要があるのではないかと思えます。それと関連して、今言う自然公園の制度を導入するとか、例えばそこには壮大な敷地が、用地があるんです。例えば八重岳、嘉津宇岳、それから安和岳、この3つの山を利用したこの一帯で400ヘクタールぐらい敷地があるんです。それはほとんど元の屋部村有地なんです。本部町有地、嘉津宇岳は名護になっていますけれども、その嘉津宇山を利用すれば、この一帯は自然公園としてかなり整備する、指定を受けて整備する価値があるのではないかと。今後の活用においても、私は山里の円錐カルストと同じような国立公園にするか、県の指定の公園にするか、その辺は方法論は後にして、この一帯の400ヘクタールの自然保護と活用については、私どもの財産ではないかという思いがします。それについてまた屋嘉比元議員なども提唱したこともあります。八重岳頂上の一帯について、それをもう次の世代へ、これは完備したほうがいいかと思えます。そういう意味で、副町長のご意見を伺いたいと思えます。

○ 議長 島袋吉徳 副町長。

○ 副町長 平良武康 まさに大城議員のほうがおっしゃることと同様な感覚を持っているところでございます。今、現状の中においても当地域については、もう既に立派な自然公園だと認識しております。今現在も新緑の時期になりますと、森林浴を楽しんでいるお客さんがおられます。そして桜の森公園等については、新鮮なおいしい空気を吸いながら、家族連れが遊具の中で遊んでいる姿も見かけたりもしています。また植物が好きな方々は植物の採取、そしてチョウを見て楽しんだりということで、町内外の方々が思う存分にその自然を満喫しているような状況にあるのかと思っております。なお、議員がおっしゃいますとおり、あの頂上については隣の嘉津宇岳、そして古巣岳、その他国頭村の方便、あるいはまた恩納村あたりまでとても近い距離と間隔を覚えながら、その眺望を楽しむことができますし、本当に沖縄県のどこに行っても絶景中の絶景だと思っております。今後このような自然環境を保ちながら、そしてより上手に活用するということは、またこれは町政の大きなテーマにもなってきますし、同時にその活動にあっては、行政だけでは不十分なわけですから、観光協会を含めて、あるいは商工会を含めて、あるいはその他団体等も含めて、その環境というものを町民の生活の中に取り入れて、そして潤いのある豊かな生活が営めるような方向づけというものはとても重要なことだろうと思っております。なお、やたらと人の手を入れて、化粧をやり過ぎると逆に自然の姿が破壊されるということにもなりますので、その辺のバランスをはかりながら、そのよさというものを十分に内外にアピールしながら、

情報の発信等についても逐次やりながら、その存在の価値というものをより高くしていきたいと思っております。そういった考え方をしております。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 自然公園の構想を真剣に考えてみたら、積極的な副町長のご意見もありますので、ぜひ対応してもらいたいと思います。それとあと1点、きのう現場踏査の中で視察した平成28年度事業の八重岳広場整備工事というのか、これは産業振興課、どこですか、建設課、ごめんなさい。きのう視察の説明もありましたけれども、これは過去の林構事業の上にまたその新しい整備工事がされているということです。林構事業が完成してからほとんど活用されない。一番頂上であるだけに、三段切りしていましたよね、頂上に。桜の育つのは非常に厳しい。全部枯れていった。そうするとこの下のほうの案内所というのか、休憩所というのか、そこのほうの活用についてもほとんどされないまま、放置されたまま、今ではこの間もおわかりのとおり、トイレも全く使えない状態に放置されていると。こういう採択事業をしながら、林構工事業しながら、これに対する検証もしないまま、またさらにそれに採択事業をかぶせるということになったけれども、林構事業でどの程度成果が上がったかどうか、それは全く見えてこない。どうするつもりなのか常々思っていたんだけれども、この施設も含めて、今後この整備が終わった時点で、どういうふうに地域を活用していくのか、また林構事業でつくって放ったらかすのかということにならないように、この活用についてどうしていくのか、ある意味では、この間、課長のほうで下の休憩所というか、ここのほうは民間の活力も入れながら検討してみたいということも言っていたので、その辺はぜひこのあたりを民間の活力を活用しながら、その一帯の整備、活用についてやっていただきたいという思いがします。この場所は過去を振り返ると、前の長浜町長の時代、もう10年前です。この場所を利用して壮大な計画がありました。八重岳頂上からロープウェイをおろすと。ここを第一に拠点にして、林構のほうに。これから桜の森公園にロープウェイをおろしていくと。こういう壮大な構想がありました。傍聴にいらっしゃる喜納前議長も当時よく記憶にあると思います。説明会も持ちました。中央公民館の会議室のほうで民間活力でその事業をやりたいという町長の強い思いがあって、民間も来て説明会も終わりました。当時はこんなことができるかと、果たして採算があうのかとどうのこうのして、かなり批判もありながら説明を受けたことも覚えている。だから今言う場所はこういう壮大な一つのポイントでもあったわけです。林構の場所は。それで民間も活力を利用するというならば、このあたりも再びお互いの夢として語ってもいいのではないかと。先ほど自然公園の話もしたわけです。こういった壮大な計画をどうしても自然公園の制度を入れた中で対応していかないといけないものだと思うんです。そのあたりもぜひ林構の後の今回の広場の活用については真剣に考えていただきたいと思います。建設課長お願いします。

○ 議長 島袋吉徳 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 12番、大城議員にご説明します。

林構施設の活用につきまして、民間の活力を入れながら、そこをまた利用していきたいと前に

もご説明したこともあります。その考えは今でも引き続き持っておりまして、既存の施設自体、まだまだ構造的にも使えるだけの強度はあると思いますので、その施設をうまく改修とか、補修しながら民間のほうでそれができるといふことであれば、民間のほうにも開放して、使わせながら、そこを年間を通してお客さんが来れるような、そういう施設としての使い方がでないかどうかというところを今、検討していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 12番、大城議員にご説明いたします。

現場踏査のときに林構施設を見て回っております。今回、この事業でクメノサクラ約60本植えております。実際、この事業を入れるときに現在の桜、2月、3月にかけて、前半にかけて桜が見どころであると。それ以降の八重岳に足を運んでもらえるような形のものがないかということで、今回こういう形でクメノサクラを植えたらどうかということで、いろいろ意見がありましたので、今回、試験的にではあるんですけども、クメノサクラを植えてお客さんをお呼びということで、今回クメノサクラを60本植えて、それが成功するようでしたらさらにクメノサクラをどんどん植えていきたいと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 休憩します。

休 憩 (午後0時10分)

再開します。

再 開 (午後0時11分)

副町長。

○ 副町長 平良武康 大城議員のほうに説明いたします。

この場所は基本的にいつももったいないなと思っている場所です。観光でということ考えたときに、眺望の豊かさについて見たときに、とてもポテンシャルの高い場所だということ常日ごろ認識しております。ついてはこれは数年前から林構施設の跡、既にそれは耐用年数は切れているということも耳にして、調べて知っているので、それを再活用する方策はないだろうかということで、その内部議論をしているところであります。それを活用して、そしてその周辺一帯を含めて、新しくにぎわいの場所、そして周年にぎわえる場所、眺望の豊かさからするとそこは絶景な場所ですから、こういったことができればという構想を抱いておりまして、この構想の延長戦の中で未利用でありました上のほうに東屋ということなどを含めて、整備しているところでもありますけれども、いずれにせよ、これは行政が商売するわけにもいきませんから、民間サイドのノウハウ、知恵、アイデアなども取り入れながら活用していきたいという考え方を持っております。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 今いろいろとお尋ねして、答弁もいただいたけれども、八重岳一帯の観光開発については、本町の壮大な計画を実現される可能性を、課せられる可能性は十分あると。県、国とも連携する中で自然公園の制度を導入するとか、そして有名な嘉津宇岳、八重岳ということをお忘れしないで、本部に、名護にしかないんです。この環境というのは、この場所というのは。そこから辺の将来の保護利活用については、十分お互い検討して、これが経済効果に波及するような

民活も利用していきながら、頂上まで含めれば、ロープウェイでも採算をとという民間の人もいた。それを行政が指導していきながら、前向きに民活と連携していきながらやっていけば、本部町の観光の財産として大いに期待できると。海洋博だけ、記念公園だけではどうしようもない。やはり円錐カルスト、八重岳一帯、そのあたりの関連の施設があってこそ、町内にお客さんが入ってこれるわけです。そういう意味で、待っていてはどうしようもない。積極的に行政サイドで、議会も協力する中で、町民と協力して、こういう財産を生かしていくということが大事ではないかという思いがあって、一般質問に取り上げましたので、ひとつその点をご理解いただきたいということで、質問を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これで12番 大城正和議員の一般質問を終わります。

今回の一般質問は全て終わります。

休憩します。

休 憩（午後0時15分）

再開します。

再 開（午後1時35分）

日程第2．議案第15号 平成29年度本部町一般会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第15号 平成29年度本部町一般会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第15号 平成29年度本部町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第16号 平成29年度本部町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第16号 平成29年度本部町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第16号 平成29年度本部町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第17号 平成29年度本部町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第17号 平成29年度本部町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第17号 平成29年度本部町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第18号 平成29年度本部町公共下水道特別会計予算についてを議題とします。
これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第18号 平成29年度本部町公共下水道特別会計予算についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第18号 平成29年度本部町公共下水道特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第19号 平成29年度本部町水道事業会計予算についてを議題とします。
これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第19号 平成29年度本部町水道事業会計予算についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第19号 平成29年度本部町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第20号 工事請負契約の締結について（石川謝花線橋梁整備工事〈上部床版・橋面工〉）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 議案第20号についてご説明いたします。

議案第20号 工事請負契約の締結について。石川謝花線橋梁整備工事（上部床版・橋面工）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成29年3月15日提出、本部町長職務代理者、本部

町副町長 平良武康。

記、1、契約の目的、石川謝花線橋梁整備工事（上部床板・橋面工）。2、契約の相手、本部町字瀬底407番地1、（株）瀬底産業、代表取締役 仲榮眞光史。3、契約金額、9,936万円。4、契約の方法、指名競争入札。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年本部町条例第31号）第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。工期のほうは180日、指名業者が本部造園から丸崎建設まで11社指名しております。工事概要が橋長L=60メートル、車道幅員W=5メートルとなっております。工事概要、済みませんけれども、最初につけていた図面がちょっと見にくくて、A4版で、大きいので説明したいと思います。床版工（鉄筋コンクリート床版厚260ミリ）、大変済みません、これは床版厚み240ミリではなくて、260ミリであります。訂正をお願いいたします。この床版工、右真ん中の赤く塗られたその部分、それが床版工、あとアルミ遮塩板工というのが今、床版工の両方に桁があるんですけれども、桁と桁をつなぐアルミの遮塩板であります。パネル127枚。あと橋面工、橋面工は真ん中の下のほうに赤く塗られた箇所の舗装・防水工等となっております。あと踏掛け板工2基という箇所はアバット、A2、A1のアバット、この橋板を乗せるアバットの前の踏掛け板を2基、今後やります。あと足場工、足場についてはアルミ遮塩板を設置するときどうしても足場が必要なので、足場の設置を行います。

次のページが入札結果表となっております。以上、説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

休憩します。

再開（午後1時39分）

再開します。

再開（午後1時41分）

建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 大変申しわけございません。先ほど車道幅員が5メートルということではありますが、5.5メートルであります。

○ 議長 島袋吉徳 質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第20号 工事請負契約の締結について（石川謝花線橋梁整備工事〈上部床板・橋面工〉）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第20号 工事請負契約の締結について（石川謝花線橋梁整備工事〈上部床板・橋面工〉）は、原案のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 21 号 工事請負契約の締結について（伊野波橋橋梁整備工事〈P 1 橋脚〉）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 議案第 21 号についてご説明いたします。

議案第 21 号 工事請負契約の締結について。伊野波橋橋梁整備工事（P 1 橋脚）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。平成 29 年 3 月 15 日提出、本部町長職務代理者、本部町副町長平良武康。

記、1、契約の目的、伊野波橋橋梁整備工事（P 1 橋脚）。2、契約の相手、本部町字渡久地 125 番地 1、（株）渡久地組、代表取締役 渡久地弘二。3、契約金額、1 億 3,878 万円。4、契約の方法、指名競争入札。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 47 年本部町条例第 31 号）第 2 条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。工期が 180 日、指名業者が本部造園から丸崎建設まで 11 社となっております。工事概要のほうをご説明したいと思います。P 1 橋脚、最後の A 4 の図面のほうで説明したいと思います。本體工、一式となっている箇所が P 1 橋脚、右下の赤く塗られた上の部分、柱を抜いての上の部分の本體工という工事があります。あと基礎工については杭径 ϕ 1.2 メートル、杭長 $L=15$ メートル、杭数 $N=15$ 本、これは図面で言いますと右上の基礎 3 本並んでいるんですけども、その ϕ 1.2 メートルの $L=15$ メートルの本数が 15 本となっております。作業土工は基礎パイルを打つため、あとコンクリートを打つための作業土工であります。構造物取壊工については、現在、施工しようとする P 1 橋脚のほうに古い橋がありますので、その取り壊しでございます。仮設工といたしまして、P 1 橋脚を施工するに当たり、現在、満名川のほうで水が流れていますので、それを水切りしないと工事ができませんので、水切りする工事があります。仮設構台工については P 1 橋脚がちょうど川の真ん中のほうであるので、真ん中までに仮設の橋をつくって、そこで工事を行う工種であります。

次のページが入札結果報告書となっております。説明は以上です。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第 21 号 工事請負契約の締結について（伊野波橋橋梁整備工事〈P 1 橋脚〉）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第21号 工事請負契約の締結について（伊野波橋橋梁整備工事〈P1橋脚〉）は、原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第22号 工事請負契約の締結について（本部港〈渡久地地区〉製氷施設新築工事〈建築〉）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 議案第22号 工事請負契約の締結について。本部港（渡久地地区）製氷施設新築工事（建築）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成29年3月15日提出、本部町長職務代理人、本部町副町長 平良武康。

記、1、契約の目的、本部港（渡久地地区）製氷施設新築工事（建築）。2、契約の相手、本部町字伊野波303番地1、（有）比嘉建設工業、代表取締役 比嘉みどり。3、契約金額、1億3,024万8,000円。4、契約の方法、指名競争入札。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年本部町条例第31号）第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いします。議案の資料といたしましてつけております。請負契約の概要といたしまして、1、工期242日間、指名業者は資料にあります安護建設工業から大都建設までの5社でございます。工事概要、鉄筋コンクリート造、地上3階、建築面積929平方メートル、そのうちの製氷施設が382平方メートルでございます。延床面積999平方メートル、そのうちの製氷施設が520平方メートルでございます。工種といたしまして、直接仮設工事、土工事、杭地業工事、鉄筋工事、コンクリート工事、型枠工事、済みません、型枠が2回出てきておりますが、ミスプリントです。既成コンクリート工事、防水工事、石工事、タイル工事、屋根及びとい工事、金属工事、左官工事、金属製建具工事、ガラス工事、塗装工事、内外装工事、仕上げユニット工事、以上、一式でございます。

次のページをお願いします。入札結果の報告書でございます。その次のA3版の資料をお願いします。これは議案第2号から議案第24号まで共通の資料でございます。場所ですが、案内図左上のほうに図示されているとおりで、本部港渡久地地区の北岸に位置します荷捌き場の中に建築いたします。ちょっと拡大したのが右上の図面ですが、荷捌き地の一角に製氷施設と荷捌き施設を一体的に整備してまいります。

次のページをお願いします。こちらのほうが平面図を拡大したのですが、真ん中に赤い線が引かれております。赤い線から、この図面は上のほうが北ですので、左が西側になります。右が東、下のほうが南側、海側のほうになりますので、この図面からして西側のほう、赤い線から西側が荷捌き施設、東側が製氷施設ということで、2つに分けて建築工事を発注しております。

次のページは議案第22号と議案第24号の共通資料ですので、飛ばします。A3版の4ページの資料をお願いします。これは立面図のほうです。赤い線から今、立面で見ますと、例えば上の南

側立面図で見ますと、赤い線を境界にして西側に荷捌き施設、東側に3階建ての製氷施設を建築するという予定でございます。以上です。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第22号 工事請負契約の締結について(本部港〈渡久地地区〉製氷施設新築工事〈建築〉)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第22号 工事請負契約の締結について(本部港〈渡久地地区〉製氷施設新築工事〈建築〉)は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第23号 工事請負契約の締結について(本部港〈渡久地地区〉荷捌き施設新築工事〈建築〉)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。産業振興課長。

○ **産業振興課長 伊野波盛二** 議案第23号 工事請負契約の締結について。本部港(渡久地地区)荷捌き施設新築工事(建築)について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成29年3月15日提出、本部町長職務代理人、本部町副町長 平良武康。

記、1、契約の目的、本部港(渡久地地区)荷捌き施設新築工事(建築)。2、契約の相手、本部町字大浜863番地4、(有)大都建設、代表取締役 上地一都。3、契約金額、1億311万8,400円。4、契約の方法、指名競争入札。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年本部町条例第31号)第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いします。こちらは参考資料です。本部港荷捌き施設新築工事(建築)請負契約概要。工期242日間、指名業者、安護建設工業から大都建設までの5社でございます。工事概要といたしまして、鉄筋コンクリート造、地上1階、建築面積929平方メートル、うち荷捌き施設が547平方メートル、延床面積999平方メートル、うち荷捌き施設479平方メートル。工種といたしまして、直接仮設工事、土工事、杭地業工事、鉄筋工事、コンクリート工事、型枠工事、鉄骨工事、PC工事、防水工事、屋根及びとい工事、左官工事、塗装工事、内外装工事、仕上げユニット工事、外構工事、以上、一式でございます。

次のページをお願いします。こちらは入札の結果報告書でございます。先ほど共通資料でもご説明いたしましたが、共通の資料の2ページでもう一度説明いたします。平面図でございますが、真ん中の赤い線を境界に西側の施設が荷捌き施設ということになっております。

次の4ページの資料、立面図で説明いたしますと、南側側面図から見ますと、真ん中の赤い線を境界に西側の荷捌き棟、1階建ての建物でございます。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

休憩します。

再開（午後1時58分）

再開します。

再開（午後2時00分）

産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 13番、石川議員にご説明します。

補足して説明いたします。工事といたしまして、荷捌き施設と製氷施設と分けて建築工事を発注してはいるんですが、建物としては2つの建物が一体となった、くっついた1つの建物でございますので、それを今、工区として荷捌きの工区と製氷の工区に分けて発注しているというところでございます。

○ 議長 島袋吉徳 質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず本案に対して反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第23号 工事請負契約の締結について（本部港〈渡久地地区〉荷捌き施設新築工事〈建築〉）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第23号 工事請負契約の締結について（本部港〈渡久地地区〉荷捌き施設新築工事〈建築〉）は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第24号 工事請負契約の締結について（本部港〈渡久地地区〉製氷・荷捌き施設新築工事〈機械〉）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 議案第24号 工事請負契約の締結について。本部港（渡久地地区）製氷・荷捌き施設新築工事（機械）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成29年3月15日提出、本部町長職務代理人、本部町副町長 平良武康。

記、1、契約の目的、本部港（渡久地地区）製氷・荷捌き施設新築工事（機械）。2、契約の相手、本部町字東119番地、（有）安護建設工業・（有）松建工業 特定建設工事共同企業体、

代表取締役 安護宗成。3、契約金額、2億8,188万円。4、契約の方法、指名競争入札。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年本部町条例第31号）第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いします。次のページで請負契約の概要ですが、1、工期242日間、2、指名業者、（有）仲建工業から（有）安護建設工業・（有）松建工業特定建設工事共同企業体までの5社となっております。工事概要といたしまして、製氷能力 シャーベットアイス12t／日、プレートアイス4t／日。貯氷能力としまして、シャーベットアイス23t／日、プレートアイス8t／日。工種といたしましては、衛生器具設備工事、給水設備工事、配水槽工事、空調設備工事、換気設備工事、製氷設備工事、貯氷設備工事、搬出搬送設備工事、販売設備工事、冷凍保管庫設備工事、流動氷製造設備工事、機械設備工事、系装線設備工事、防熱設備工事、電灯設備工事の一式でございます。

次のページをお願いします。こちらが入札の結果報告書でございます。もう一度、共通資料でご説明いたします。議案第22号と議案第24号の共通資料の1ページ、建築場所は先ほど申しました渡久地港の北岸荷捌き場の中で建築いたします。

2ページの平面図ですが、製氷施設と荷捌き施設が一体的な建物となっておりますので、その中に入る給水配水工事でありますとか、機械設備工事が全体に入ってきます。

3ページをお願いします。こちらは製氷施設の2階の平面図と3階の平面図になっておりますが、こちらのほうに機械設備が入ってきます。

次のページをお願いします。立面図で説明いたしますと、南側立面図で説明しますと、例えば製氷施設3階建ての工事になりますので、プレートアイスは製氷施設3階の部分でプレートアイスをつくりまして、2階部分で貯氷いたします。1階の部分で使用する際に貯氷部分から取り出すと。それからシャーベットアイスは1階部分で製造しまして、東側のストック、流動氷タンクのほうにストックしまして、こちらから圧送で船、あるいは荷捌き施設のほうに管で圧送いたします。そういう仕組みで荷捌き施設と製氷施設の一体的な機械工事は、今回この1つの契約で行いたいと考えております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第24号 工事請負契約の締結について（本部港〈渡久地地区〉製氷・荷捌き施設新築工事〈機械〉）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第24号 工事契約の締結について（本部港〈渡久地地

区)製氷・荷捌き施設新築工事(機械))は、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第2回本部町議会定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会は、閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年第2回本部町議会定例会を閉会します。

閉 会 (午後2時10分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

本部町議会議長 島 袋 吉 徳

本部町議会議員 大 城 正 和

本部町議会議員 石 川 博 己